

岐阜市公民館個別施設計画

令和3年3月策定
令和3年10月改訂
市民協働推進部

1. 計画の概要
 - (1) 背景と目的
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
 - (4) 対象施設

2. 施設の目指すべき姿
 - (1) 地域における社会教育の拠点
 - (2) 地域のまちづくり活動の拠点

3. 施設の実態
 - (1) 施設の運営状況・活用状況等の実態
 - (2) 施設の老朽化状況の実態
 - (3) 今後の維持・更新コスト

4. 施設整備の基本的な方針等
 - (1) 施設の規模・配置計画等の方針
 - (2) 改修等の基本的な方針

5. 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等
 - (1) 改修等の整備水準
 - (2) 維持管理の項目・手法等

6. 長寿命化の実施計画
 - (1) 改修等の優先順位づけと実施計画
 - (2) 長寿命化のコストの見通し、

7. 長寿命化計画の継続的運用方針
 - (1) 情報基盤の整備と活用
 - (2) 推進体制等の整備
 - (3) フォローアップ
 - (4) SDGs の推進等

1. 計画の概要

(1) 背景と目的

岐阜市において社会教育法に基づき設置している公民館は、同法が施行された昭和 24 年以降、小学校区を基本単位として順次整備が進められ、現在 50 館が社会教育施設として地域に根差した活動を展開しています。既存公民館の多くが昭和 50 年代に建築された施設であり、築後 30 年を経過し、老朽化対策が課題となっていますが、大規模改修や更新等に係る費用が集中的に必要となり、財政状況が厳しくなることが予測されます。

こうした中、岐阜市では、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにするため「岐阜市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。

本計画は、総合管理計画の個別計画に当たる個別施設の具体の対応方針を定める計画として定めるものです。今後見込まれる施設の維持・更新コスト、将来の財政状況を勘案し、公民館を適切に維持できるよう、令和 3 年度からの 30 年間の対応方針と今後 5 年間の整備方針を示すことを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、岐阜市公共施設等総合管理計画を基に、予防保全型管理の導入を進め、建築物系施設の長寿命化を図るための実施計画として、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として位置付けます。

(3) 計画期間

本計画の長期方針の計画は、上位計画である「岐阜市公共施設等総合管理計画」の計画期間に合わせ、令和 3 年度（2021 年度）から令和 32 年度（2050 年度）までの 30 年間とします。

(4) 対象施設

本計画は、岐阜市が所有する全ての地区公民館を対象とします。

2. 施設の目指すべき姿

(1) 市内各地区における社会教育の拠点

社会教育施設の充実・整備は、戦後の社会教育行政において重要な役割を担いましたが、その中でも中心的な存在となったのは公民館でした。(文科省 HP「学制百二十年史」)

岐阜市においては、社会教育法が施行された昭和 24 年以来、公民館を小学校区を基本単位として順次整備し、現在 50 館が社会教育施設として活動を行っています。岐阜市では、小学校区を単位として地区コミュニティ(自治会連合会)が形成されてきたことから、小学校区が、同時に地区コミュニティの単位であり、公民館の設置単位でもあるという状況が形成されてきました。そうしたことも背景として、岐阜市の公民館は、学校教育、地区コミュニティ活動と密接に連携しながら、市内各地区の社会教育の拠点として活動を展開してきました。

なお、近年、一部の小学校区が統廃合されましたが、地区コミュニティは引き続き旧小学校区を単位としており、現在、公民館は地区コミュニティの単位(自治会連合会の単位)を基本に配置されていることができます。また、小学校区との相違が生じている公民館においても、引き続き学校教育と連携した活動を繰り広げています。

さらに、現在、日本社会は少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第 4 次産業革命の進展など大きな変革の中にあり、地域社会においても、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面しています。また、今後も、人口減少の更なる進行や人生 100 年時代と言われる長寿化の中で、新たな社会の姿として Society5.01 の実現が提唱され、持続可能な世界の実現が国際的に求められるなど、更に大きな社会の変化が訪れようとしています。

平成 30 年 12 月、文部科学省の中央教育審議会は、こうした状況において、「全ての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会」をつくるためには、「学びの力が不可欠」であり、「生涯学習社会」実現への取組をより強固に進める必要があることを指摘しました。そのためには、「学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とする」社会教育(注)が中核的な役割を果たすべきとしました。(平成 30 年 12 月中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(以下「平成 30 年中教審答申」))

よって、岐阜市の公民館には、現代における社会教育の意義と重要性に基づき、また、積み重ねてきた公民館活動の特色に立脚しながら、市内各地区における社会教育拠点としての活動をさらに充実していくことが求められています。

注「生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である」(平成 30 年 12 月中教審答申 傍点は引用者)

(2) 地域のまちづくり活動の拠点

平成30年中教審答申では、現代社会における地域活動への住民の主体的な関与の重要性を指摘し、そのために社会教育が果たすべき役割が強調されました。そして、今後の「地域における社会教育の意義と果たすべき役割」を『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりとし、社会教育施設に対して新たな役割が期待されるとして、公民館には「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点」を求めました。

こうした新たな役割を社会教育施設が担うことを推進するため、国は、公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）を地方公共団体の判断によって、教育委員会から首長部局へ移管することができるように、第9次地方分権一括法案によって、関連法（社会教育法、図書館法、博物館法等）の改正を行いました。（令和元年5月改正・6月施行）

岐阜市においては、2.（1）で述べたように、以前から公民館活動を地区コミュニティと密接に連携しながら進めてきました。また、岐阜市の公民館は、地域防災計画において緊急指定避難所に指定されるとともに、発災時には各地区自主防災対策本部が設置されるなど、各地区の防災拠点としての役割を果たしてきました。

一方、岐阜市は平成19年に住民自治基本条例を制定（平成31年改正）し、自治会活動等の一層の活発化を促すとともに、新たに、地区コミュニティにおける「まちづくり協議会」を条例上位置づけ、住民自治の充実と市民と行政の協働の推進を図ってきました。そうした中、地域のまちづくり活動における公民館の役割が改めて求められ、平成21年には公民館内にまちづくり協議会の事務所を置くことができることとし、さらに平成29年には「公民館運営における地域との連携強化に係るガイドライン」を策定して、まちづくり協議会の形成に大きな役割を果たす自治会連合会の事務所機能も設置可能とするなど、公民館のまちづくり活動の拠点としての性格を強めてきました。

岐阜市は、平成30年中教審答申及びその後の法改正の趣旨と同様の取り組みを、いわば先行して進めてきました。

また、令和元年の法改正と、岐阜市のこれまでの歩みを踏まえ、令和2年4月、岐阜市は公民館・図書館・博物館を市長部局へ移管し、公民館は、市民協働推進部・市民活動交流センターが所管することとしました。同センターは、自治会活動の振興、まちづくり協議会の支援、NPO法人等の市民活動団体の支援などを主な業務としており、これによって、公民館運営を地域コミュニティの強化・充実のための施策と一体的に進めていく組織的基盤を作りました。

よって、岐阜市の公民館は、市内各地区における社会教育の拠点であるとともに、地域のまちづくり活動の拠点としての役割と機能の強化・充実に向け、新たな段階を迎えております。

3. 施設の実態

(1) 施設の運営状況・活用状況等の実態

1) 対象施設一覧

本計画の対象施設の概要を以下に示します。

令和2年3月1日現在

No.	公民館名	最終建築 (改築)年度	構造	延床面積 (㎡)	所在地	備考
1	三輪北	S58	鉄筋コンクリート2階建	353.61	北野東 356番地	小学校敷地内・単独建物
2	三輪南	S61	鉄筋コンクリート2階建	353.61	太郎丸 1034番地	小学校敷地内・単独建物
3	岩野田	S58	鉄筋コンクリート2階建	353.61	栗野西 2丁目33番地	小学校敷地内・単独建物
4	岩野田北	S56	鉄筋コンクリート2階建	353.61	栗野東 2丁目33番地3	小学校敷地内・単独建物
5	長良	(改築中・ R3末竣工 予定)	鉄筋コンクリート2階建		長良259番地	小学校舎合築(2Fプール)
6	長良東	S52	鉄筋コンクリート2階建	349.13	長良宮路町 3丁目5番地1	
7	長良西	S53 H11(増築)	鉄筋コンクリート2階建	806.00	万代町 2丁目5番地1	一部長良図書館(265.2㎡)
8	常磐	S57	鉄筋コンクリート2階建	439.33	上土居 838番地	小学校敷地内・単独建物
9	鷺山	S53	鉄筋コンクリート2階建	351.83	鷺山北町 9番12号	小学校敷地内・単独建物
10	藍川	H1	鉄筋コンクリート2階建	347.89	加野 3丁目3番1号	
11	則武	S54	鉄筋コンクリート3階建	411.89	則武 209番地2	小学校舎合築(2・3F体育館)
12	島	S56	鉄筋コンクリート3階建	378.78	北島 7丁目6番12号	小学校舎合築(2・3F体育館)
13	早田	S59	鉄筋コンクリート2階建	353.61	学園町 2丁目35番地	小学校敷地内・単独建物
14	城西	H1	鉄筋コンクリート2階建	347.89	萱場東町 1丁目1番地	
15	黒野	S56	鉄筋コンクリート2階建	338.28	下鶴飼 1564番地3	黒野共栄館合築
16	方県	S58	鉄筋コンクリート2階建	432.73	安食 443番地2	
17	網代	H15	鉄筋コンクリート平屋	346.59	秋沢2丁目 297番地	
18	西郷	S56	鉄筋コンクリート2階建	432.73	中西郷4丁目 236番地	
19	七郷	H22	鉄筋コンクリート1階建	513.03	西改田字川向 3番地	
20	木田	S55	鉄筋コンクリート2階建	432.73	木田 479番地5	
21	合渡	S62	鉄筋コンクリート2階建	347.89	寺田3丁目11番地 1	
22	金華	H6	鉄筋コンクリート3階建	635.84	大工町1番地	小学校舎合築(2・3F体育館)
23	京町	H23	鉄筋コンクリート2階建	389.67	京町 3丁目19番地	中学校舎合築(2F体育館)
24	明德	S53	鉄筋コンクリート3階建	832.54	明德町 11番地	中学校舎合築(2・3F体育館)

25	徹明	S29 (ホール) S52 (管理棟)	鉄骨平屋 鉄筋コンクリート2階建	697.67	金宝町 4丁目1番地	小学校敷地内・単独建物
26	本郷	H3	鉄筋コンクリート2階建	432.55	本郷町 3丁目1番地	小学校敷地内・単独建物
27	木之本	S56	鉄筋コンクリート2階建	353.61	木ノ本町 1丁目18番地	小学校敷地内・単独建物
28	梅林	S54	鉄筋コンクリート2階建	351.83	金竜町 6丁目6番地	小学校敷地内・単独建物
29	白山	S63	鉄筋コンクリート2階建	343.18	白山町 2丁目1番地	小学校舎合築(2F校舎)
30	華陽	H2	鉄筋コンクリート4階建	365.10	華陽 5番11号	小学校舎合築(2・3・4F校舎)
31	本荘	H4	鉄筋コンクリート3階建	527.96	此花町 6丁目29番地	小学校舎合築(2・3F体育館)
32	三里	H29	鉄筋コンクリート2階建	570.31	六条東 2丁目14番9号	消防分団合築
33	鏡島	S57	鉄筋コンクリート2階建	436.57	鏡島西2丁目 2番47号	小学校敷地内・単独建物
34	市橋	S54	鉄筋コンクリート2階建	512.17	市橋4丁目 10番10号	
35	日置江	S57	鉄筋コンクリート3階建	449.05	日置江 1859番地1	小学校舎合築(2・3F体育館)
36	鶉	H24	鉄筋コンクリート3階建	507.60	中鶉 7丁目11番地	小学校内 1Fの一部 2・3F校舎
37	茜部	H13	鉄筋コンクリート2階建	507.88	茜部新所4丁目12 6番地2	消防分団合築
38	厚見	H3	鉄筋コンクリート2階建	488.54	上川手 198番地5	小学校内 1・2Fの一部 3F校舎
39	加納東	S55	鉄筋コンクリート3階建	333.98	加納西丸町1丁目 73番地2	小学校舎合築(2・3F体育館)
40	加納西	H9	鉄筋コンクリート2階建	440.42	加納高柳町 1丁目1番地	小学校敷地内・単独建物
41	柳津	S46(北棟) S56(南棟)	鉄筋コンクリート1階建 鉄筋コンクリート2階建	2,603.43	柳津町宮東 1丁目1番地	(北棟)柳津地域事務所合築 (南棟)柳津地域事務所 敷地内・単独建物
42	芥見	S50	鉄筋コンクリート2階建	854.94	芥見 2丁目98番地	
43	芥見東	S52	鉄筋コンクリート2階建	349.13	大洞桜台1丁目 26番地2	
44	芥見南	S57	鉄筋コンクリート2階建	353.61	芥見南山3丁目12 番1号	
45	岩	S59	鉄筋コンクリート2階建	353.61	岩滝西1丁目612 番地	小学校敷地内・単独建物
46	日野	S54	鉄筋コンクリート2階建	460.35	日野西 4丁目2番6号	
47	長森北	S52	鉄筋コンクリート2階建	349.13	野一色 4丁目11番3号	中学校敷地内・単独建物
48	長森南	S59	鉄筋コンクリート2階建	350.91	切通5丁目3番14 号	
49	長森東	S58	鉄筋コンクリート2階建	353.61	水海道2丁目 10番1号	小学校敷地内・単独建物
50	長森西	S56	鉄筋コンクリート2階建	379.10	北一色5丁目 5番1号	小学校敷地内・単独建物
	合計			21,025.63		

*改築年度は、工事完了年度

2) 運営状況・活用状況

対象施設の運営状況・活用状況は以下のとおりです。

〔運営状況〕

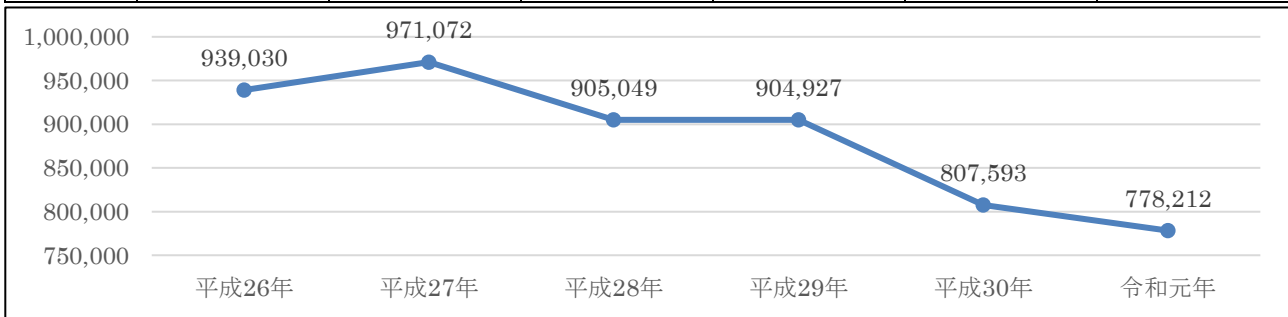
- ・公民館には、公民館長と公民館主事の二人の職員を配置しています。
- ・公民館に公民館運営審議会を置き、公民館における各種の事業の企画実施に関して、調査審議を行っています。
- ・公民館に公民館運営委員会（構成：公民館運営審議委員、自治会連合会長、まちづくり協議会長、各種団体の長、クラブ・サークル代表者等）を置き、公民館の実施する各種事業、公民館の運営・管理に関する事項等について、各種団体間の情報共有及び意見交換を行っています。
- ・公民館の主催事業として、公民館講座を開設しています。公民館講座は現代的な課題を積極的に取り込みつつ、地域のニーズを踏まえ、年間8回以上を基準に実施しています。

〔活用状況〕

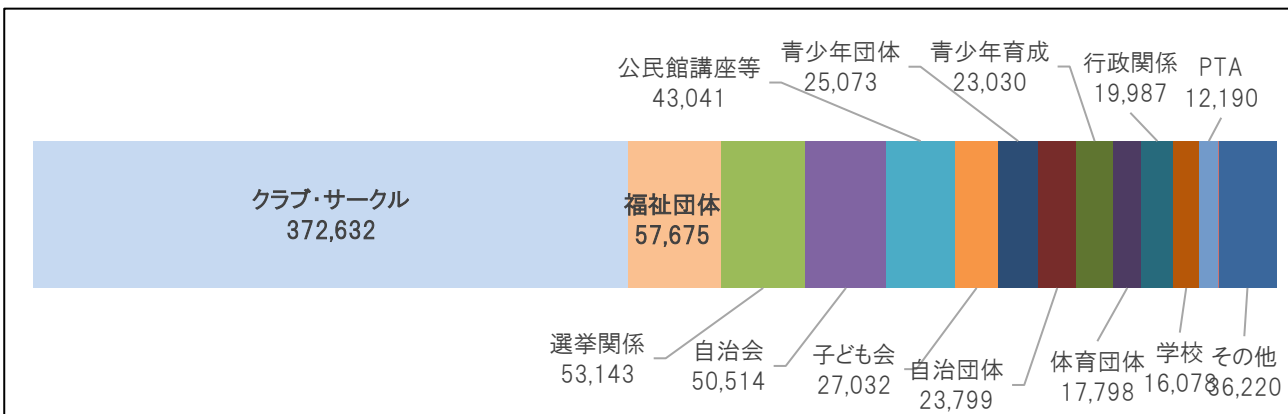
- ・公民館の利用者数の推移、令和元年の利用区分別公民館利用状況は以下のとおりです。

▼公民館利用者の推移

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用者数(人)	939,030	971,072	905,049	904,927	807,593	778,212
備考				・長良公民館利用停止(改築のため)(H29・12月～)	・長良公民館利用停止継続	・長良公民館利用停止継続 ・コロナ対策のため主催講座等中止(R2・2月～)、利用者へ利用中止要請(同3月～)



▼区分別公民館利用者状況（令和元年度）



(2) 施設の老朽化状況の実態

1) 実態把握の方法及び評価基準

今後の施設整備の基本的な方針を検討するためには、現施設の老朽化状況を把握する必要があります。現施設の老朽化状況は、以下の方法及び基準に基づき評価します。

A 躯体の評価

建物躯体を以下の2点により評価し、**施設の長寿命化が可能かどうかを判断**します。

① 耐震性能

昭和56年の建築基準法改正後に建設された施設は、耐震性能が確保されており、長寿命化が可能であると評価します。

また、改正前に建設された施設においては、耐震診断の結果、国土交通省の基準で「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされる「IS値0.6以上」の施設を長寿命化が可能な施設とします。

② 躯体の健全度

躯体の健全化調査（コンクリートの中性化、鉄筋かぶり厚さ・腐食の調査。詳しくは、下記「躯体の健全度調査」参照）によって、残存耐用年数を評価し、長寿命化の可否を判断します。

公民館50施設のうち、単独施設については「岐阜市公共施設劣化診断」において「躯体の健全度調査」が行われており、その結果に基づきます。学校との合築施設については、教育委員会が「岐阜市学校施設長寿命化計画」の策定において、各学校施設に対する同様の調査を行っており、その結果を当該学校施設と合築された公民館に援用することとします。

躯体の健全度調査

①調査内容

コンクリートの中性化、鉄筋かぶり厚さ・腐食を調査（内部:柱・梁各1ヶ所、外部:柱又は梁1ヶ所）

②評価区分

鉄筋の腐食の評価区分は以下のとおり（鉄筋の断面欠損が生じると構造耐力が低下する）

グレード	I	II	III	IV	V
------	---	----	-----	----	---

劣化

③コンクリート躯体の残存耐用年数

コンクリートの中性化が進行すると鉄筋の腐食が始まり、鉄筋の断面欠損が生じるため、鉄筋の腐食が開始する位置に**コンクリートの中性化が到達する年度を施設の耐用年数**とする。

算定式: $C = A\sqrt{t}$ C: 中性化深さ(mm) t: 経過年数(年) A: 中性化速度係数

(「岐阜市公共施設劣化診断(概要版)(令和3年3月)」より)

B 躯体以外の評価

躯体以外の部分（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備）の劣化状況を、以下の2つの基準によって評価し、今後の改修の内容・優先度を検討します。

① 目視による評価（屋根・屋上、外壁）

評価基準											
目視による評価【屋根・屋上、外壁】											
	<table border="1"><thead><tr><th>評価</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>良好 A</td><td>概ね良好</td></tr><tr><td>B</td><td>部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)</td></tr><tr><td>C</td><td>広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)</td></tr><tr><td>劣化 D</td><td>早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等</td></tr></tbody></table>	評価	基準	良好 A	概ね良好	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等
評価	基準										
良好 A	概ね良好										
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)										
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)										
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等										

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月)」より)

公民館 50 施設のうち、単独施設については「岐阜市公共施設劣化度診断」において屋根・屋上、外壁に対する「外観等の劣化度調査」が行われており、その結果に基づきます。

学校との合築施設については、教育委員会が「岐阜市学校施設長寿命化計画」の策定において、各学校施設に対する同様の調査を行っており、その結果を当該学校施設と合築された公民館にも適用することとします。

② 経過年数による評価（内部仕上げ、電気設備、機械設備）

評価基準											
経過年数による評価 【内部仕上げ、電気設備、 機械設備】											
	<table border="1"><thead><tr><th>評価</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>良好 A</td><td>20年未満</td></tr><tr><td>B</td><td>20～40年</td></tr><tr><td>C</td><td>40年以上</td></tr><tr><td>劣化 D</td><td>経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合</td></tr></tbody></table>	評価	基準	良好 A	20年未満	B	20～40年	C	40年以上	劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合
評価	基準										
良好 A	20年未満										
B	20～40年										
C	40年以上										
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合										

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月)」より)

公民館 50 施設は、内部仕上げ、電気設備、機械設備について、建築（改築）以降、部分的な修繕は行っているものの、全面的な改修は行っていないことから、それぞれの部位の経過年数を建物の築年数と同じとして評価します。

* 躯体以外の部位の「健全度」(総合評価)

躯体以外の 5 つの部位に対する評価を、下記の方法によって「健全度」として数値化します。

数値化の方法

健全度の算定

健全度とは、各建物の 5 つの部位について劣化状況を 4 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を 100 点満点で算定する。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の 7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価		評価点		配分	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292
計						3,148
						÷ 60
健全度						52

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月)」より)

2) 各公民館の老朽化の実態

1) で示した方法及び基準によって評価した各公民館の劣化状況を以下に示します。

令和2年3月1日現在

No.	公民館名	改築年度	築年数	備考	躯体				躯体以外					
					耐震性能		躯体健全度		屋根屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備	全体健全度
					耐震診断 (Is 値)	長寿命化	評価根拠	長寿命化						
1	三輪北	S58	37	小学校敷地内 単独建物	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
2	三輪南	S61	34	小学校敷地内 単独建物	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	C	B	B	B	65
3	岩野田	S58	37	小学校敷地内 単独建物	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
4	岩野田 北	S56	39	小学校敷地内 単独建物	1.33	適	公共施設 劣化診断	適	C	B	B	B	B	72
5	長良	現在 改築中	—	小学校舎合築 (2Fプール)	S56以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
6	長良東	S52	43		1.33	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
7	長良西	S53 H11(増 築)	42	一部長良図書室 (265.2 m ²)	0.73	適	公共施設 劣化診断	適	C	A	C	C	C	57
8	常磐	S57	38	小学校敷地内 単独建物	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
9	鷲山	S53	42	小学校敷地内 単独建物	1.33	適	公共施設 劣化診断	適	C	C	C	C	C	40
10	藍川	H1	31		S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	C	C	B	B	B	62
11	則武	S54	41	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56以降 建築	適	学校長寿 命化計画	不適	C	C	C	C	C	40
12	島	S56	39	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	B	C	B	B	B	65
13	早田	S59	36	小学校敷地内 単独建物	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
14	城西	H1	31		S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
15	黒野	S56	39	黒野共栄館合築	S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
16	方県	S58	37		S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	不適	A	C	B	B	B	67
17	網代	H15	17		S56以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
18	西郷	S56	39		S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
19	七郷	H22	10		S56以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
20	木田	S55	40		1.33	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
21	合渡	S62	33		S56以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	A	B	B	B	B	77
22	金華	H6	26	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	B	B	B	B	B	75
23	京町	H23	9	中学校舎合 (2F 体育館)	S56以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	A	A	A	A	A	100
24	明德	S53	42		S56以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	B	B	C	C	C	53

25	徹明	S29(ホ ール) S52(管 理棟)	66	小学校敷地内 単独建物	0.34 (ホール) 0.66 (管理棟)	不適	公共施設 劣化診断	適	A	B	C	C	C	55
26	本郷	h3	29	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	C	B	B	B	65
27	木之本	S56	39	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
28	梅林	S54	41	小学校敷地内 単独建物	1.33	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
29	白山	S63	32	小学校舎合築 (2F校舎)	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	C	B	B	B	B	72
30	華陽	H2	30	小学校舎合 (2・3・4F校舎)	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	不適	C	A	B	B	B	79
31	本荘	H4	28	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	B	B	B	B	B	75
32	三里	H29	3	消防分団合築	S56 以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
33	鏡島	S57	38	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	不適	C	B	B	B	B	72
34	市橋	S54	41		0.79	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
35	日置江	S57	38	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	B	B	B	B	B	75
36	鶉	H24	8	小学校内 1Fの一 部 2・3F校舎	S56 以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
37	茜部	H13	19	消防分団合築	S56 以降 建築	適	改築20年 以下	適	A	A	A	A	A	100
38	厚見	H3	29	小学校内 1・2Fの 一部 3F校舎	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	適	C	C	B	B	B	62
39	加納東	S55	40	小学校舎合築 (2・3F体育館)	S56 以降 建築	適	学校長寿 命化計画	不適	B	B	C	C	C	53
40	加納西	H9	23	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	A	A	B	B	B	84
41	柳津	S46 (北棟) S56 (南棟)	49	(北棟)柳津地域 事務所合築 (南棟)柳津地域 事務所敷地内 単独建物	H9・3 月、 調査結果 報告。	適	公共施設 劣化診断	適	C	C	C	C	C	40
42	芥見	S50	45		0.81	適	公共施設 劣化診断	適	B	A	C	C	C	60
43	芥見東	S52	43		1.33	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
44	芥見南	S57	38		S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	C	B	B	B	B	72
45	岩	S59	36	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	C	B	B	B	B	72
46	日野	S54	41		0.75	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	C	C	C	53
47	長森北	S52	43	中学校敷地内 単独建物	1.33	適	公共施設 劣化診断	適	B	C	C	C	C	43
48	長森南	S59	36		S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75
49	長森東	S58	37	小学校敷地内 単独建物	S56 以降 建築	適	公共施設 劣化診断	適	C	C	B	B	B	62
50	長森西	S56	39	小学校敷地内 単独建物	0.79	適	公共施設 劣化診断	適	B	B	B	B	B	75

(3) 今後の維持・更新コスト

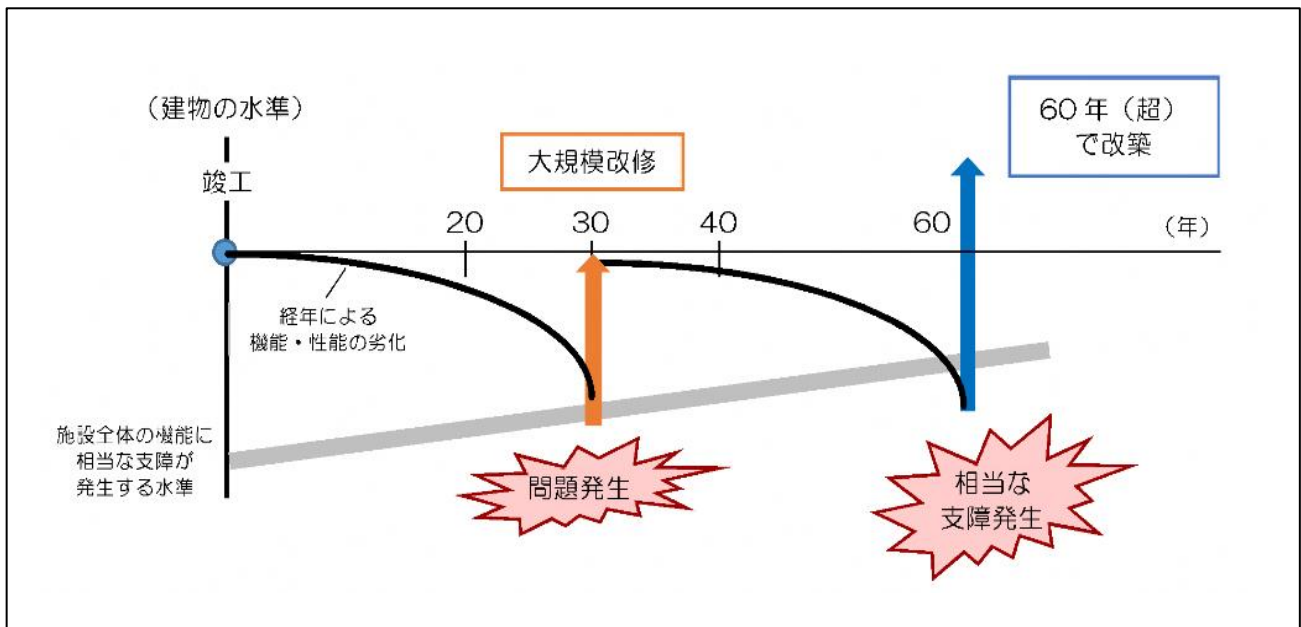
1) 試算方法

これまで、岐阜市の公民館は、施設に不具合が生じた後に、必要な部分的な修繕（必要に応じて大規模改修）を行いつつ、概ね 50～60 年で改築するという事後保全的な維持・更新の方法を行ってきました。こうした従来型の方法を継続した場合の今後のコストについて、総務省試算ソフトに基づき試算します。

① 総務省試算ソフトにもとづく前提条件

- ・(更新時期等) 従来型維持・更新方法を「改築後 30 年で大規模改修、60 年で改築」とモデル化して試算。

従来型維持・更新方法のイメージ



- ・(更新単価等) 改築時 40 万/m² 大規模改修時 25 万/m² (改築費の概ね 60%)

- ・(更新規模) 更新施設は、現在と同規模とする。

- ・(物価変動等) 将来の物価変動等は考慮しない。

* 計算上、30 年周期の大規模改修、60 年目の改築を条件として設定するが、実際には、問題発生時にその都度修繕を行い、施設全体の機能・性能が水準を下回った際に改築を実施する。

② 岐阜市学校施設長寿命化計画に準拠する条件

学校施設との合築の公民館施設は、学校施設の改修・改築に合わせていくことが合理的です。岐阜市学校施設長寿命化計画では従来型維持・更新方法に関して、以下の考え方が示されています。

【経過年数ごとの考え方】

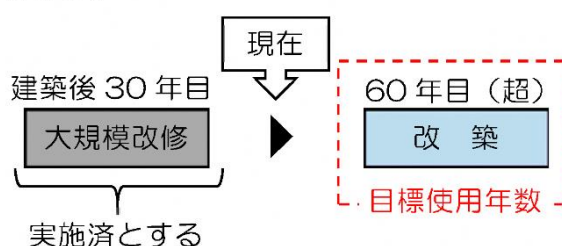
○現在の築年数が 1 年～29 年の棟（例：該当施設なし）

建築後 30 年目に大規模改修を行い、建築後 60 年目に改築を行う。



○現在の築年数 30 年～59 年の棟（例：明郷小 屋内運動場等）

建築後 60 年目に改築を行う。既に 60 年を超えているものについては、速やかに改築を行う。



（「岐阜市学校施設長寿命化計画」より）

公民館全体の公平性を保つため、単独建物の公民館も含めた 50 公民館について、岐阜市学校施設長寿命化計画に準拠し、①に加え、以下の条件を前提とします。

（経過年数ごとの考え方）

現在の経過年数	改修・改築について
1 年～29 年	改築後 30 年で大規模改修を実施し、60 年で改築する。
30 年～59 年	これまでに必要な修繕・改修を行ってきたものと考え、大規模改修は行わず、改築後 60 年で改築する。
60 年超	速やかに改築を行う。

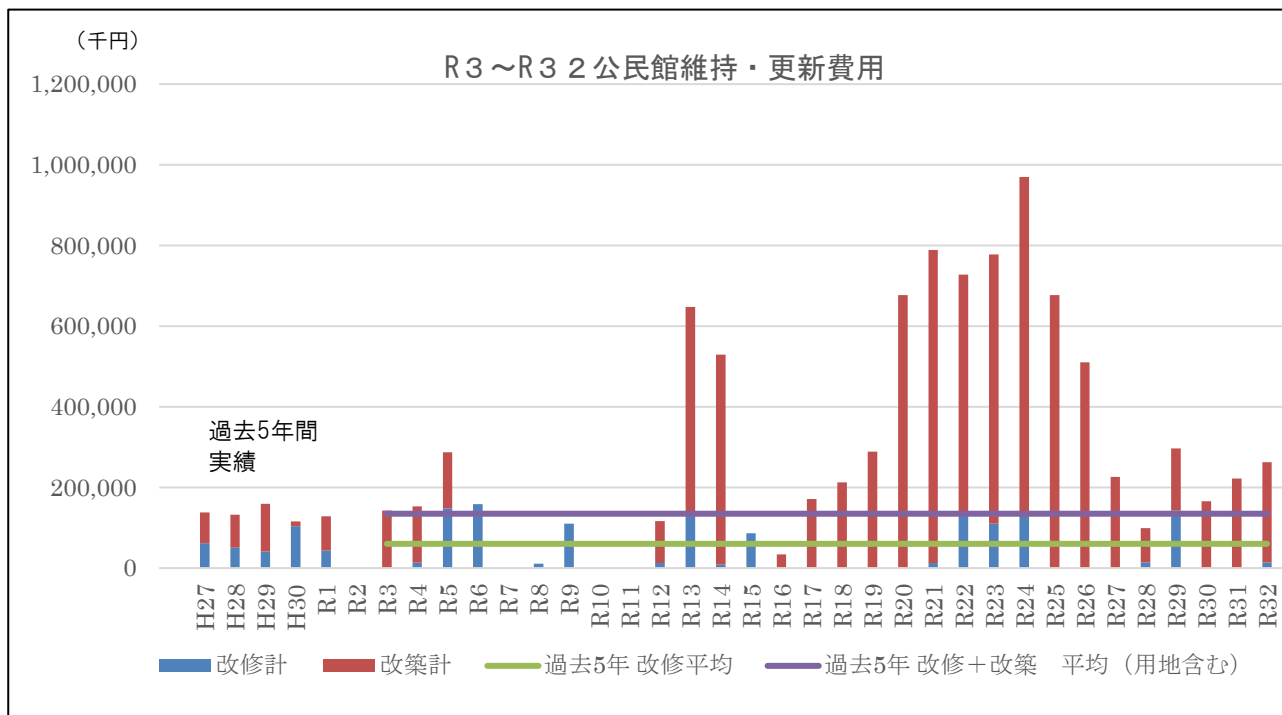
また、大規模改修・改築に係る工事期間、設計費用についても、岐阜市学校施設長寿命化計画に合せて、以下のように設定します。

（改修・改築の期間 実施設計費の計上）

改修・改築期間	大規模改修 1年 改築 2年
実施設計費	大規模改修・改築の前年に、工事費の 10%を設計費として計上する

2) 今後の維持・更新コスト

1) の諸条件に基づき、総務省が提供している計算ソフトを利用して試算すると、今後 30 年間の維持・更新コストは以下のようになります。



* 令和3年度は予算計上してある費用とし、令和3年度時点で建築年数が30年以上の施設は、すでに大規模改修が終わったものとみなす。
 * 令和4年度に築30年(大規模改修工事)となる施設は、設計期間を設定するため、〔R4設計 R5工事〕とする。
 * 長良公民館は、令和3年度の工事費をおく。徹明公民館は、すでに定まっている更新スケジュールとし、令和3年は予算計上した設計費等をおく。工事費(R4・5)は総務省モデルとする。

試算の結果では、令和3～32年度の30年間で約80億8千万円（年平均2億8千万円）の費用がかかることとなります。これは、平成27年度～令和元年度（5年間）の改修・改築費用の年平均約1億4千万円の2.0倍となります。

また、令和13・14年度、令和20～26年度には、改築が集中し、莫大な費用が必要となります。

そのため、今後の公民館の改修・改築については、まず、公民館施設の規模・配置についての基本的な方針を確認した上で、岐阜市公共施設等総合管理計画に示される、予防保全的管理・施設の長寿命化によってライフサイクルコストを軽減し、また、改修・改築時期の前倒し・先送りなどによる費用負担の平準化を図って行く必要があります。

4. 施設整備の基本的な方針等

(1) 施設の規模・配置計画等の方針

1) 施設の規模

① 基本的な施設規模基準

岐阜市は、公民館の施設規模の基準を以下のように定めています。

(「地区公民館建設限度面積に関する基準」令和2年4月1日)

地区公民館建設限度面積表		
人口(人)	限度面積	
	m ²	坪
7,000 未満	330.57	100
7,000 以上 10,000 未満	429.75	130
10,000 以上	495.86	150

この基準は、国（文科省）が定めた「公民館の設置及び運営に関する基準」における、公民館建築面積の最低基準を基本として、各地区人口（外国人居住者数含む）に応じて、設置する公民館面積の上限を定めたものです。国は、公民館に関する地域の自由度を一層高めていくために、すでに国「基準」から具体的な建築面積は削除していますが、50という多数の公民館を、過度な規模の拡大を抑制し、各地区の公平性を保ちつつ整備する基準として有効であると考えられます。

よって、公民館改築にあたっては、引き続き上記の基準をもとに施設整備を行っていくものとします。

② 新たな機能に対する対応

「2. 施設を目指すべき姿」に述べたように、現在の公民館は、各地区の社会教育の拠点であるとともに、コミュニティ活動拠点、防災拠点として、大きな役割を果たしています。

しかし、平成29年改築の三里公民館を除くすべての公民館は、こうした新たな役割を考慮せずに建築されており、施設機能が不十分な中、地区住民の皆さんの努力と創意工夫、住民と行政との協働によって、役割を果たしています。また、高齢化社会の急速な進展によって、多くの高齢者が公民館を利用するようになっており、こうした状況にも対応する必要があります。

こうした状況を踏まえ、教育委員会社会教育課（令和元年まで公民館を所管）において、平成平成28年に「今後の地区公民館建設に係るガイドライン」を定め、今後の改築にあたって、①の基本的な施設規模基準に加え、以下の面積を付加することとしました。

- ・コミュニティ活動拠点(まち協事務スペース等) 30 m²
- ・地域防災拠点(備蓄品収納スペース等) 10 m²
- ・高齢者利用増対応(EV 設置(2階建て以上の場合)等)10 m²

本計画においても、上記ガイドラインを継承し、改築にあたっては上記の面積を付加し、建築面積等を考えていくこととします。

③ 個別施設（徹明公民館）の例外

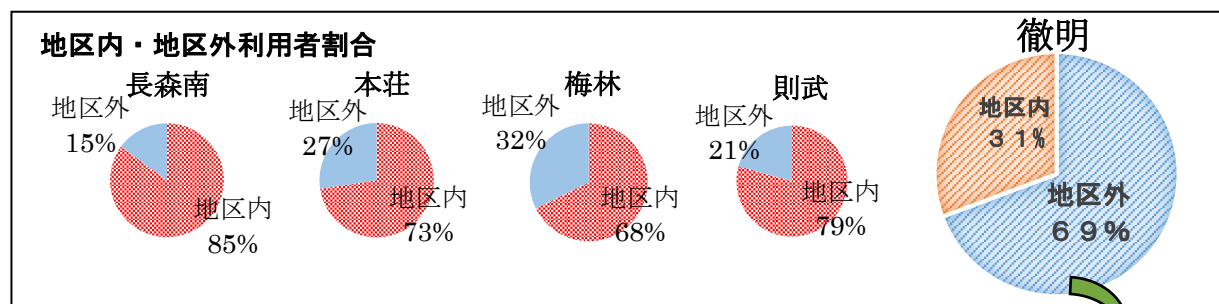
徹明公民館は、ホール（昭和 29 年建築・Is 値 0.34）・管理棟（S52 建築・Is 値 0.66）の 2 棟からなり、施設の安全性の点から早急な改築が必要です。岐阜市では、平成 30 年から公共施設マネジメント推進委員会において徹明改築のための議論を行ってきました。

同委員会では、上記の①②を含む本計画の基本的な考え方を先取的に適用しつつ議論を行ってきましたが、徹明公民館が他の 49 公民館と異なった特殊性を持つことから、施設規模等を例外的に扱い、改築を進めていくことを同委員会で決定しました。

徹明公民館の特殊性及び改築の考え方は以下のとおりです。

<徹明公民館の特殊性>

- ① 利用者範囲の特性：周辺地域(中心部)からの利用者が多い。

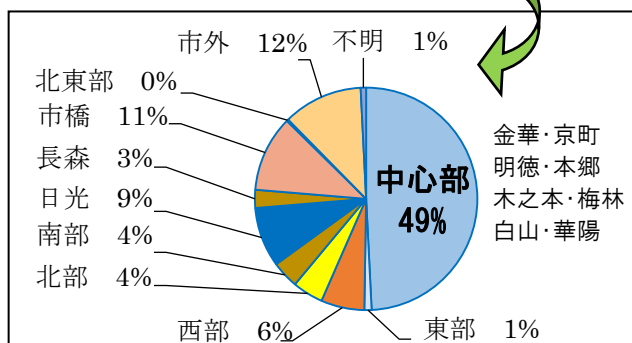


- ② 徹明ホール(488.1 m²) ≒ コミセン大集会室(約 500 m²)

- ① ・ ② ⇒ コミセン大集会室と類似の利用実態

- ② 市内中心部には、同様の施設はない。

- ③ 市民協働推進部の見解
「市内中心部における生涯学習活動の場は、徹明公民館を含む既存施設全体で適正に供給されていると認識している。」



- ⑤ 徹明地区の特性

来街者の増加、定住者の増加を図る地区。実際にも多くのマンション建設により人口増加。

<徹明公民館改築の考え方>

- ・ 徹明公民館（ホール）は、コミセン（大集会室）と類似した利用実態があり、市内中心部の生涯学習、社会教育活動ニーズに対し、徹明公民館を含む既存施設全体で引き続き活動の場を提供するため、現ホールの規模・機能を維持する。
- ・ 現ホールの規模・機能を維持しつつ、管理棟との一体化改築・現在施設の不要部分の削減などによって、施設のコンパクト化を図る。
- ・ 現在位置において改築し、利用可能敷地面積を活かして、鉄骨平屋建てとし、エレベータ設置を不要とするなど、建築費の低減を図る。

2) 施設の配置

① 1 地区コミュニティに 1 公民館を配置

「2. 施設の目指すべき姿」で述べたように、岐阜市においては、「小学校区」＝「地区コミュニティの単位」＝「公民館の設置単位」という状況が、歴史的に形成されてきました。そうしたことをも背景として、公民館は、学校教育、地区コミュニティ活動と密接に連携しながら社会教育活動を展開してきました。近年、一部の小学校が統廃合されましたが、地区コミュニティは引き続き旧小学校区を単位としており、現在、公民館は地区コミュニティの単位（自治会連合会の単位）毎に配置されているということが出来ます。

現在、公民館には新たな役割として「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点」（平成 30 年中教審答申）が求められています。岐阜市の公民館は、そうした役割を以前から果たしてきましたが、今般改めてそうした役割を充実・強化することとしています。

以上のことから、引き続き 1 コミュニティ単位に 1 公民館を配置し、当面市内 50 館体制を維持していくこととします。

② 地区コミュニティの変化に応じた配置

上記①を基本としつつ、高齢化社会の進展・人口減少社会の到来など、社会状況が大きく変化する中、住民自らの意思に基づいて地区コミュニティの単位が変化するような場合、または地区コミュニティにおける公民館の役割が変化するような場合は、変化に柔軟に対応して、配置を見直していきます。

(2) 改修等の基本的な方針

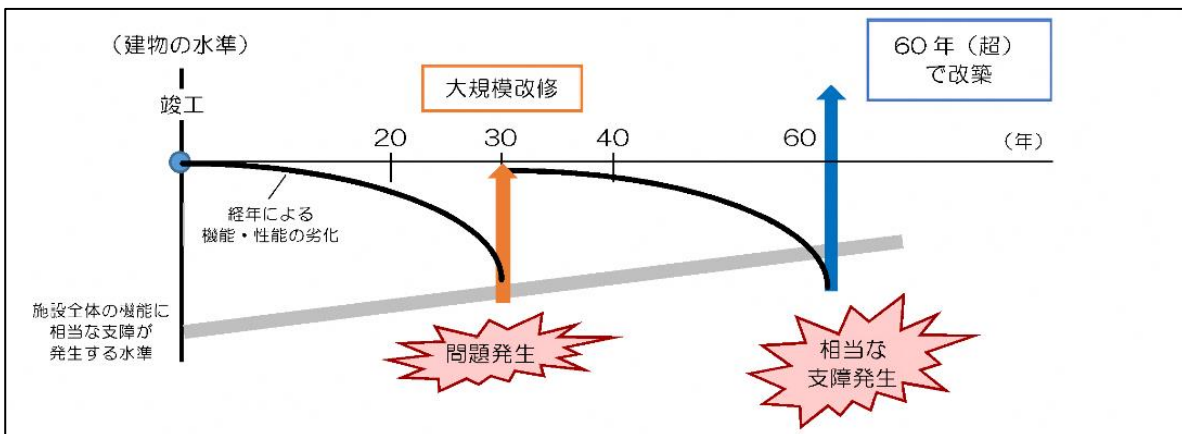
1) 予防保全型管理への転換による長寿命化

これまで、岐阜市の公民館は、施設に不具合が生じた際に、必要な部分的な修繕（必要に応じて大規模改修）を行いつつ、概ね 50～60 年で改築するという事後保全的な維持・更新の方法を行ってきました。こうした従来型の方法を継続した場合、「(3) 今後の維持・更新コスト」でみたとおり、施設更新に係る費用が集中的に必要となり、財政上の問題が生じます。

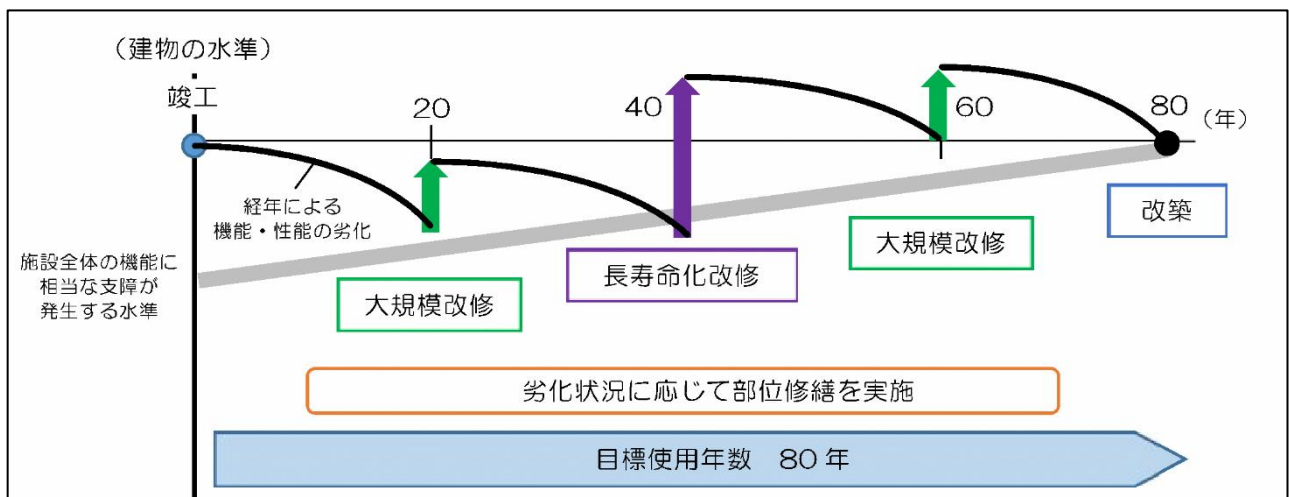
また、事後保全的な維持・更新方法では、建築物の構造躯体が傷みやすく、施設の寿命を縮めるだけでなく、故障や不具合の影響により修繕の規模が拡大する場合があります、財政負担の増大を招くこととなります。また、施設の休止や使用禁止も考えられ公共サービスの低下を招く要因になるとともに、人命にかかわる事故の発生につながる恐れがあります。そのため「事後保全型管理」から脱却して、「予防保全型管理」に転換し、施設の長寿命化を図ることとします。

よって、岐阜市公共施設保存計画において、RC 造・SRC 造・S 造の建築物の目標使用年数を「80 年」としていることから、公民館についても、おおよそ 80 年を長寿命化の目安とします。

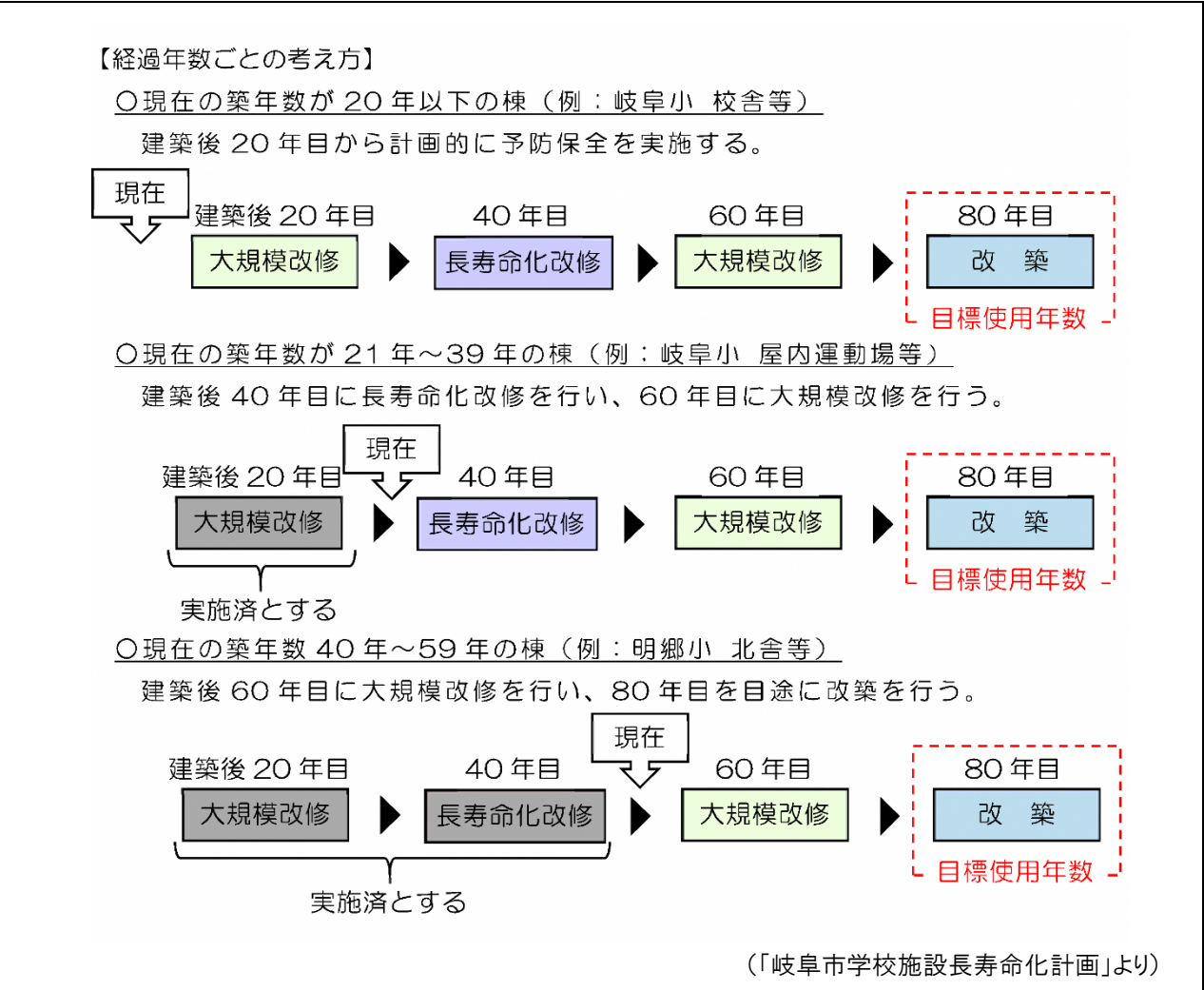
従来型維持・更新方法のイメージ（再掲）



予防保全的・長寿命化のイメージ



岐阜市学校施設長寿命化計画では、予防保全的・長寿命化における、現在の施設の経過年数に応じた考え方を以下のようにしています。



単独建物を含めた50公民館についても、岐阜市学校施設長寿命化計画に準拠し、以下のとおりとします。

現在の経過年数	改修・改築について
1年～19年	改築後20年で大規模改修、40年で長寿命化改修、60年で大規模改修を行い、80年で改築する。
20年～39年	改築後40年で長寿命化改修、60年で大規模改修を行い、80年で改築する。
40年～59年	改築後60年で大規模改修を行い、80年で改築する。

また、大規模改修・長寿命化改修、改築に係る工事期間・費用、また設計費用について、岐阜市学校施設長寿命化計画に合せて、以下のように設定します。

工事期間	改築2年 長寿命化改修2年 大規模改修1年
工事費用	改築 40万円/㎡ 大規模改修 10万円/㎡(改築費の25%) 長寿命化改修 25万円/㎡(改築費の概ね60%)
実施設計費	改修及び改築の前年に、工事費の10%を設計費として計上する

2) 施設の状況に適した維持・更新方法による費用の平準化

① 長寿命化の適否

基本的にすべての公民館を長寿命化することとしますが、様々な点から長寿命化が好ましくない場合もあります。以下の観点から長寿命化の適否を判断し、適切な更新時期を設定します。これによって、維持・更新時期の集中を回避し、費用の平準化を図ります。

判断の観点	長寿命化不適の基準	対応
1 建物の安全性	① 躯体の耐震機能 IS 値が 0.6 未満	早急に改築を検討、実施する。
	② 躯体の健全度 「(2)施設の老朽化状況の実態」 において、長寿命化が不適	従来型の維持・更新を基本としつつ、 躯体の健全度に応じて、改修・更新 を検討する。
2 設置位置の安全性	① 土砂災害特別警戒区域(レッドゾ ーン)に設置	必要な条件を整備し、できるだけ早 い移転・改築をめざすが、当面、従 来型の維持・更新を継続する。
3 学校施設との連動 (学校施設との合築施設)	① 合築している学校施設が長寿命 化を行わない	当該学校施設の維持・更新の時期 に合わせる。

② 改修・更新の優先度の設定

長寿命化を図る施設、従来型の維持・更新を基本とする施設のいずれにおいても、具体的な改修・改築の順番・時期等については、施設の経過年数を基本としつつ、劣化状況の評価を踏まえて、定めていくこととします。

5. 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

(1) 改修等の整備水準

岐阜市学校施設長寿命化計画では、改修における整備水準について、以下のように示しており、公民館においても、概ね同程度の改修を各施設の状況を踏まえて行うこととします。

【改修等の整備水準】

部 位		長寿命化改修 (40年周期)	大規模改修 (20年周期)	現状の整備
外部	屋 根	陸屋根	シート防水+断熱材	シート防水
		勾配屋根	ステンレス製屋根・ガルバリウム鋼板	スチール鋼板
	外 壁	外壁高耐久塗装	外壁塗装	塗装なし
		中性化対策	浮き、ひび割れ補修	
	外部開口部	断熱アルミサッシ	既設サッシ+目地取替え	
複層ガラス		普通ガラス(既存)		
内部	内部仕上げ	全面撤去更新 (木質化)	床補修(部分補修)、壁・天井塗替え	
	トイレ(内装)	乾式化	タイル張替え、 ブース補修	
設備	受変電設備	更新		
	照明器具	LED化	更新	
	給水設備	加圧給水方式・ステンレス製水槽	FRP製水槽	
	トイレ(設備)	洋式便器	既設便器	
		手洗い自動水洗	手洗い手動水洗	
空調設備	更新			
インフラ	給排水管	配管交換	既設利用	
	電気ケーブル	配管交換	既設利用	
	ガス管	配管交換	既設利用	
その他	バリアフリー	段差解消、スロープ設置、手摺設置	既存のまま	
		多目的トイレ		
学習環境	ワークスペース ・少人数学習等	既存のまま		

高

整備水準

低

(「岐阜市学校施設長寿命化計画」より)

(2) 維持管理の項目・手法等

1) 改修に合せた予防保全的修繕

建物躯体、躯体以外の部分（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備）について現状を把握し、また各部分の耐用年数を勘案しながら、それらの修繕・改修を、大規模改修時、長寿命化改修時に予防保全的に集中的に実施するようにします。

ただし、当該部分の劣化状況が激しい、また耐用年数のサイクルが大規模修繕等に合わない場合などは、部分的に必要な修繕等を行います。大規模改修時には、先行して実施した修繕部分を除外し、費用の増大を抑制します。

2) 点検の実施

予防保全的な維持管理を行うためには、日頃から点検を行い、施設状況を正しく把握する必要があります。「法定点検」、「保守点検」、「管理者点検」を積極的に行い、適切な対応に努めます。

各点検の内容（「岐阜市公共施設の保全に関する指針」より）

分類	内容
法定点検	法律で定められた対象について点検を実施し、建築物として最低限必要な安全性を維持することを目的に行います。 建築基準法では建築物の用途及び規模により、建築物の敷地、構造、昇降機、建築設備及び防火設備等を対象として、定期に有資格者による損傷、腐食その他の劣化状況の点検を義務付けています。 そのほか、各種法令において、建築物の用途や規模、設置している設備等に 応じて、必要となる法定点検が定められており、個々の施設に必要な法定点検を把握して、適切に点検を実施します。
保守点検	空調設備・放送設備や自動ドア設備、舞台設備等の特殊な設備を対象として、施設運営に支障をきたさないように、機能維持を目的に行います。専門知識や専門用具等が必要になることが多いため、必要に応じて専門業者に依頼して実施します。施設によっては、その設備が停止すると公共サービスに大きな影響が伴うものもあるため、施設特性に合わせた周期や点検の方法を設定し、機能維持を図ります。
管理者点検	施設管理者による日常的、定期的に行う点検であり、建築物の状態の変化・異常を早期に発見し、それに対する迅速な対応による事故の未然防止や不具合箇所の拡大防止を図ることを目的に、修繕等の対応に繋がります。 点検項目や方法をまとめた「管理者点検マニュアル(2019(平成 31)年 3 月)」に沿って、施設管理者により実施します。

6. 長寿命化の実施計画

(1) 改修等の優先順位づけと実施計画

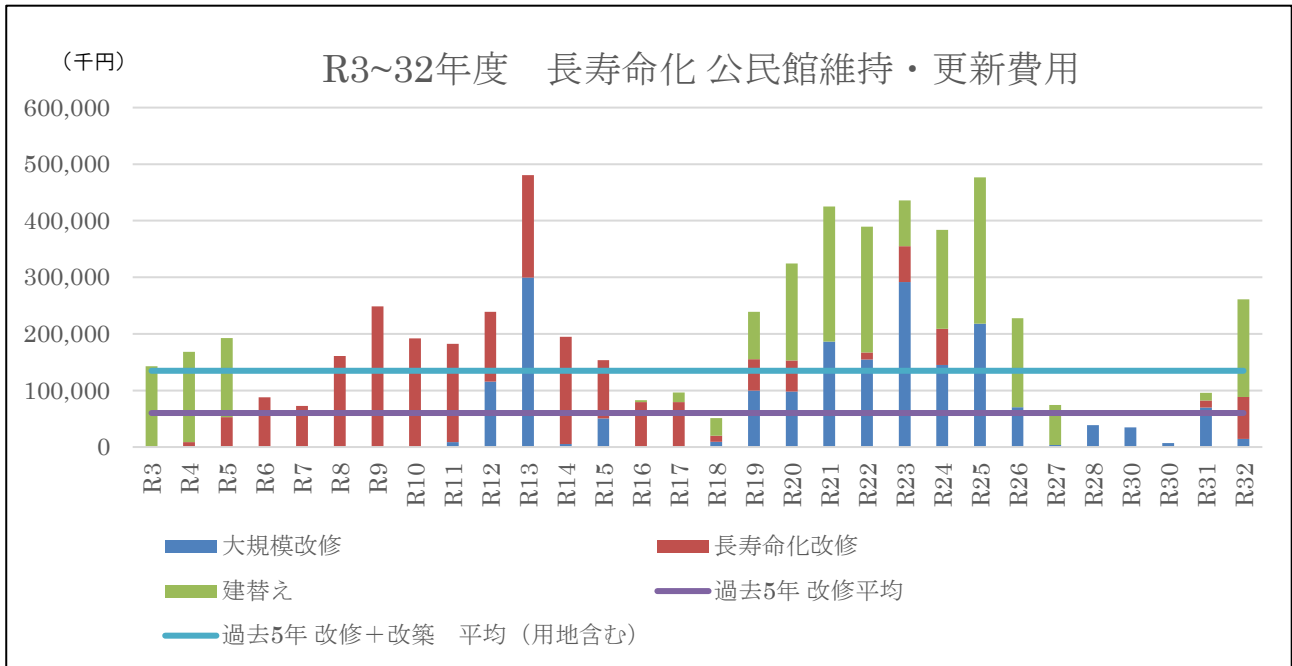
改修等の優先順位づけと長寿命化の実施計画の考え方及び費用等の想定を、これまでの検討をもとに、以下にまとめます。

改修等	該当する施設														
(1) 早急に改築を検討、実施する	建物躯体の耐震機能が基準(IS 値 0.6)以下 (*長良公民館:改築中 徹明公民館:R3 改築実施設計)														
(2) 長寿命化を行わない (当面、従来型の維持・更新方法を継続)	<p>① 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に設置されている施設 ⇒必要な条件を整備し、できるだけ早い移転・改築をめざすが、当面は従来型の維持・更新を継続する。</p> <p>②土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に設置されている施設 ⇒従来型の維持・更新を基本としつつ、必要な条件の整備を検討し、移転・改築をめざす。</p> <p>③ 「(2)施設の老朽化状況の実態」において、長寿命化が不適と判断された施設 ⇒従来型の維持・更新を基本としつつ、躯体の健全度に応じて、改修・更新を検討する。</p> <p><従来型維持・更新の想定></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在経過年数</th> <th>改修・改築の想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年～29年</td> <td>改築後30年:大規模改修 改築後60年:改築</td> </tr> <tr> <td>30年～59年</td> <td>改築後60年:改築 (大規模改修は行わない)</td> </tr> <tr> <td>60年超</td> <td>速やかに改築</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>工事期間</td> <td>改築 2年 大規模改修 1年</td> </tr> <tr> <td>工事費用</td> <td>改築 40万円/㎡ 大規模改修 25万円/㎡ (改築費の概ね60%)</td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td>改修・改築の前年に、工事費の10%を計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*将来の物価変動等は考慮しない</p>	現在経過年数	改修・改築の想定	1年～29年	改築後30年:大規模改修 改築後60年:改築	30年～59年	改築後60年:改築 (大規模改修は行わない)	60年超	速やかに改築	工事期間	改築 2年 大規模改修 1年	工事費用	改築 40万円/㎡ 大規模改修 25万円/㎡ (改築費の概ね60%)	設計費	改修・改築の前年に、工事費の10%を計上
現在経過年数	改修・改築の想定														
1年～29年	改築後30年:大規模改修 改築後60年:改築														
30年～59年	改築後60年:改築 (大規模改修は行わない)														
60年超	速やかに改築														
工事期間	改築 2年 大規模改修 1年														
工事費用	改築 40万円/㎡ 大規模改修 25万円/㎡ (改築費の概ね60%)														
設計費	改修・改築の前年に、工事費の10%を計上														
(3) 長寿命化を行う	<p>(1)・(2)以外の施設 (* (4)を除く)</p> <p><長寿命化の想定></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在経過年数</th> <th>改修・改築の想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現在経過年数	改修・改築の想定												
現在経過年数	改修・改築の想定														

	1年～19年	改築後 20年:大規模改修 改築後 40年:長寿命化改修 改築後 60年:大規模改修 改築後 80年:改築
	20年～39年	改築後 40年:長寿命化改修 改築後 60年:大規模改修 改築後 80年:改築
	40年～59年	改築後 60年:大規模改修 改築後 80年:改築速
	工事期間	改築、長寿命化改修 2年 大規模改修 1年
	工事費用	改築 40万円/㎡ 長寿命化改修 25万円/㎡ (改築費の概ね 60%) 大規模改修 10万円/㎡ (改築費の概ね 25%)
	設計費	改修・改築の前年に、工事費の 10%を計上
	* 将来の物価変動等は考慮しない	
(4) 学校施設の維持・更新に連動	学校施設と合築している施設 (* 学校施設によって、長寿命化する場合としない場合がある)	

(2) 長寿命化のコストの見通し

(1) でまとめた方法・基準等によって、長寿命化を図った場合、令和 3～32 年度の 30 年間の維持・更新費用は以下ようになります。



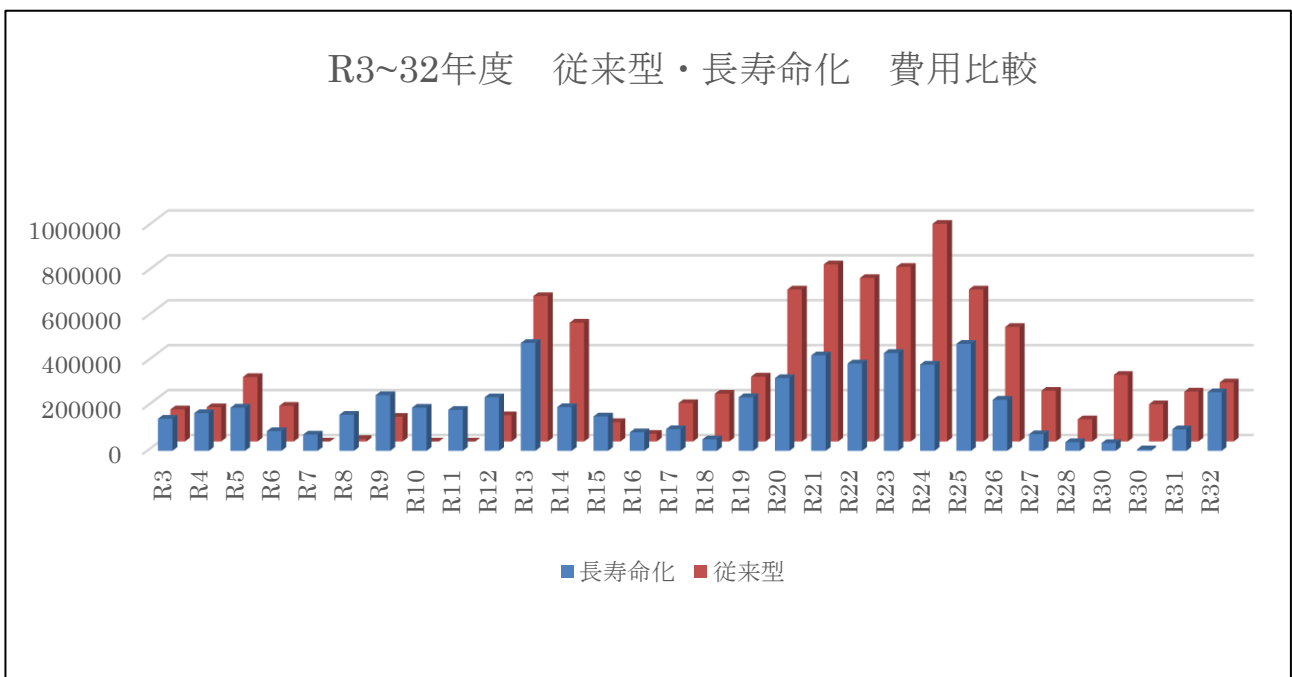
* 令和 3 年度は予算計上してある費用とし、令和 3 年度時点で建築年数が 30 年以上の施設は、すでに大規模改修が終わったものとみなす。

* 令和 4 年度に築 30 年(大規模改修工事)となる施設は、設計期間を設定するため、[R4設計 R5工事]とする。

* 長良公民館は、令和 3 年度の工事費をおく。徹明公民館は、すでに定まっている更新スケジュールとし、令和 3 年は予算計上した設計費等をおく。工事費(R4・5)は総務省モデルとする。

30 年間の維持・更新費用の総額は約 61 億 7000 万円となり、従来型約 80 億 8 千万円（P16 参照）に比べ、19 億 1 千万円ほどの節減が図られます。

従来型管理による費用と比較すると以下ようになります。



しかし、長寿命化を図った場合でも、平均の年間費用は約2億1千万円となり、過去5年間の年平均維持・更新費用約1億4千万円の50%増となります。また、令和13・14年度、令和19～25年度では、大規模改修、長寿命化改修が複数となり、財政負担が大きくなります。

よって、長寿命化にとどまらない対応方針によって、維持・更新コストを軽減する必要があります。「岐阜市公共施設等総合管理計画」に示された公共施設等マネジメントの基本方針に基づき、さらに維持・更新費用を低減させることを検討していきます。

— 今後10年間における公共施設等マネジメントの基本方針 —

基本方針 1

公共施設等の点検、診断を進め、それに基づく予防保全を的確に実施することにより、公共施設等の安全確保と施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減及び更新費用の平準化を図る。

取組方針 1-①	統一的な基準に基づく、維持・更新の合理化
取組方針 1-②	効果的かつ効率的な定期点検による、安全性の確保
取組方針 1-③	長期的な視点に基づく、更新費用等の平準化
取組方針 1-④	予防保全型管理の導入による、長寿命化とライフサイクルコストの低減
取組方針 1-⑤	民間活力の活用による、維持管理コストの縮減
取組方針 1-⑥	修繕・更新時における、環境への配慮と機能性の向上

基本方針 2

公共施設等にかかるコストの縮減と公共施設等を活用した新たな財源を確保することにより、財政負担の軽減を図る。

取組方針 2-①	公共施設等の有効活用
取組方針 2-②	民間活力の活用による、質の高い公共サービスの提供
取組方針 2-③	受益者負担の適正化
取組方針 2-④	未利用地・低利用地等の効果的な活用

基本方針 3

社会情勢の変化に対応し、必要な施設は造り、ニーズに合わない施設は見直すことにより、施設の最適化を図る。

取組方針 3-①	市民ニーズ等の的確な把握による、公共施設等の必要性及びあり方の検討
取組方針 3-②	利用状況やコスト状況等に応じた、施設総量の最適化
取組方針 3-③	立地適正化計画等の関連計画との連携強化
取組方針 3-④	用途廃止した施設等の適正な処分

(「岐阜市公共施設等総合管理計画」より)

7. 長寿命化計画の継続的運用方針

(1) 情報基盤の整備と活用

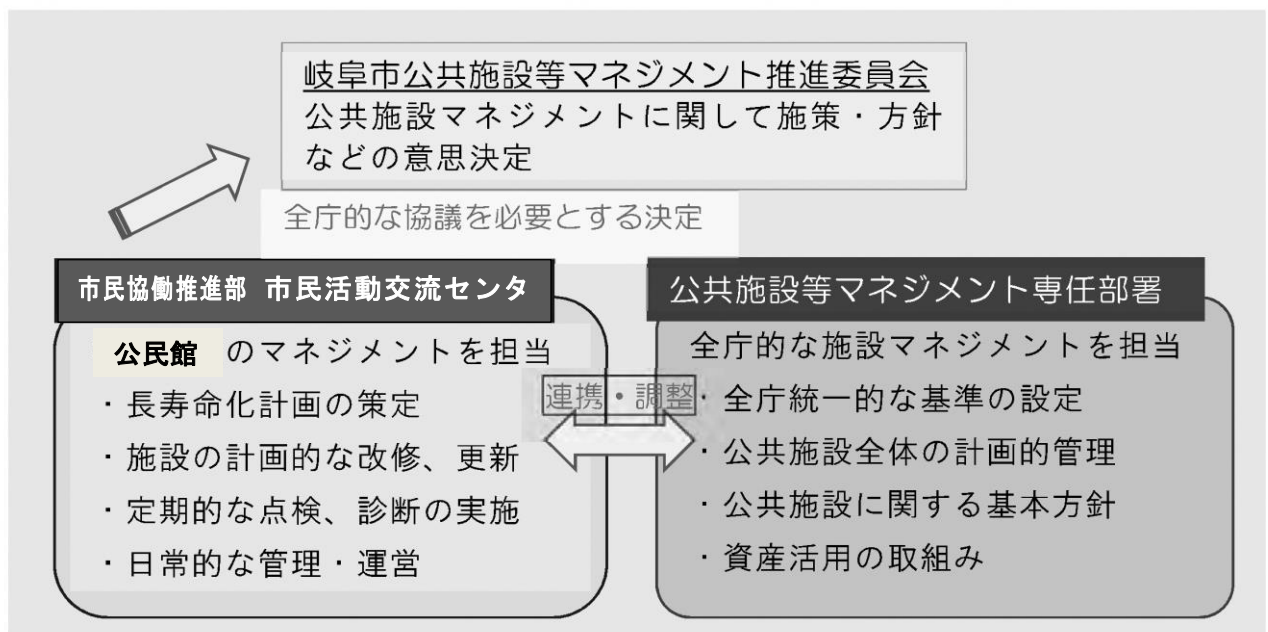
今後、公共施設マネジメントシステムを活用し、公民館施設の基本情報、改修・補修等の工事履歴や劣化情報等を一元管理していきます。

(2) 推進体制等の整備

計画を継続的に運用していくために、市民協働推進部市民活動交流センターを中心に、本計画を含む公民館施設のマネジメントを行っていきます。

また、公共施設等マネジメント専任部署との連携・調整を図り、全庁的な協議を必要とする決定については、「岐阜市公共施設等マネジメント推進委員会」を活用するなどして、全庁的な体制で対応を図っていきます。

【計画推進体制のイメージ】



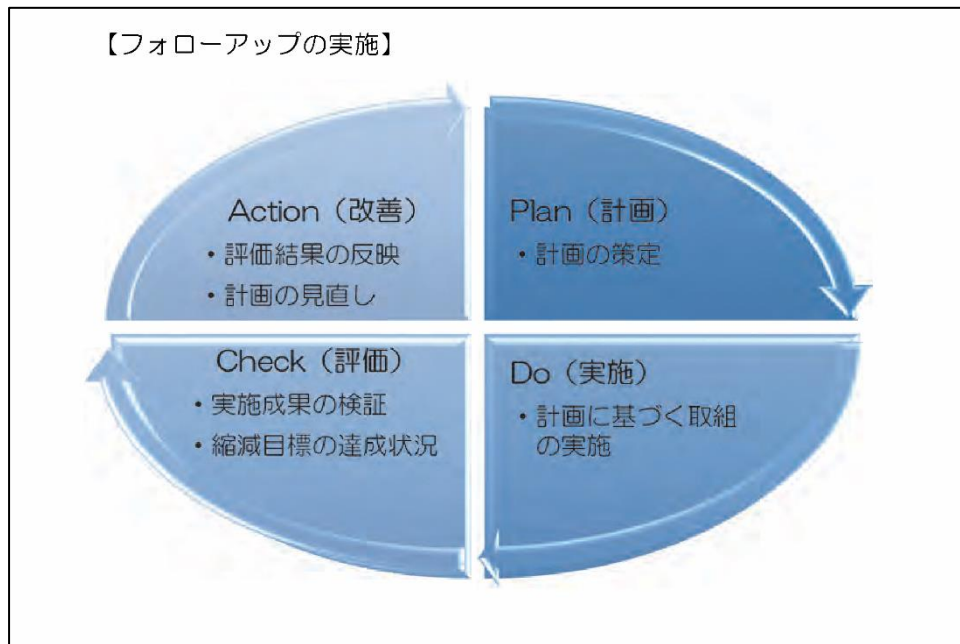
(「岐阜市公共施設等総合管理計画」をもとに加工)

(3) フォローアップ

本計画は、学校施設の改修や改築の優先順位を設定するものです。岐阜市総合計画や各年度の予算編成の中で年次及び個別の事業費を精査していきます。

また、事業の進捗状況、劣化調査などの結果を反映して5年ごとを目途に見直しを図るものとします。

施設情報をデータベースに蓄積・整理し、カルテ等で「見える化」することで、施策の効果検証を毎年度実施します。また、それらの計画に見直しが必要な場合は、全庁横断的な視点に立ち、フォローアップを図ります。



(「岐阜市学校施設長寿命化計画」より)

(4) SDGs の推進等

長寿命化計画に基づく整備には、SDGs の理念を取り入れながら、掲げられている17の目標に対し、該当する以下の内容に取り組んでいきます。

